

一人にひとつ「マイナンバー」

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。

■マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといい、個人が特定されないように、住所や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

また、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人であることを確認するために国が導入する制度です。

■導入の効果は？

マイナンバー制度の導入により、①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性の向上、③行政の効率化の3つの効果が考えられます。

①公平・公正な社会の実現 （給付金等の不正受給の防止）

所得や給付金などのサービス受給状況を把握しやすくなるので、負担を不当に免れる

ことや給付を不正に受けたりすることが防止され、本当に困っている人に、きめ細やかな支援を行えるようになります。

②国民の利便性の向上 （手続きが簡単に）

本人確認や所得などの情報確認がしやすくなるので、社会保障サービスなどの申請時に用意しなければならぬ添付書類が減り、行政手続きが簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。

また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。

③行政の効率化 （手続きが正確で早くなる）

国や地方公共団体等で、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などが減り、情報の照合などにかかっていた時間が短縮されます。



マイナンバー

▲マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

■マイナンバーは、いつ、どのように通知されるのか？

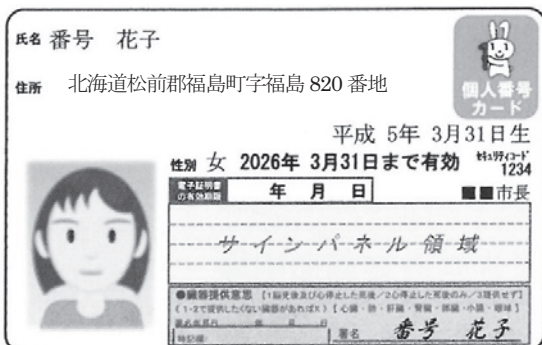
平成27年10月以降、マイナンバー（個人番号）を記載した「通知カード」が、全戸に簡易書留で送付されます。

通知カードには、12桁のマイナンバーのほか、氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報が記載されますが、「通知カード」自体を身分証明書として利用することはできません。

通知カードは、住民票の世帯ごとを送付されるので、住民票の住所と異なる所に暮らしている方は、通知カードを受け取ることができない可能性がありますので、速やかに居住している市区町村に住民票を移してください。

通知カードが届いた後、申請により、平成28年1月以降に「個人番号カード」の交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、カードのICチップに記録される電子証明書を用いて、e-TaX（国税電子申告・納税システム）などの各種電子申請を行うことができます。



▲個人番号カード イメージ図（表面）



▲個人番号カード イメージ図（裏面）